

「島根原子力発電所1号機 廃止措置計画他に係る説明会」議事概要

1. 日 時 2023年9月12日(火) 19:00~20:35
2. 場 所 米子コンベンションセンター 小ホール
3. 出席者 (一般来場者) 41名
(当 社) 常務執行役員 島根原子力本部長 長谷川 千晃 ほか
4. 資 料 「島根原子力発電所1号機廃止措置計画他について」
5. 概 要

島根原子力発電所1号機廃止措置計画他について説明。

主な質疑応答については以下のとおり

Q. 冒頭、上関の件と廃止措置計画は、直接関係ないと言われた。先月の日本海新聞のコラム欄において、中国電力が上関町に中間貯蔵施設を設置できるか検討を始める発表し、1週間もしないうちに廃止措置計画延長を発表したことについて「見え透いた印象操作だ」と記載していた。本当に印象操作の意図があるのか。私はないと思うが、ないとするならば、原子力の問題は国民の関心も高く、不安や不信感が寄るところであるため、地方紙が不安、不信を煽る記事を書いたのであれば、きちんと抗議なり訂正なりをしなければならない。

詳しい説明をいただいたが、住民は細かいところまで理解できない。中国電力が信用できるか否かが判断基準になるため、有力な地方紙が書いたことに関してちゃんと反応しないと信用に影響すると考えるが、ご意見を伺う。

A. 2号機が稼働したとしても使用済燃料の貯蔵容量に比較的余裕があるが、他の地点では非常にひっ迫しているところもあり、再処理工場が稼働するまで一時的に保管するという位置付けの施設として、中間貯蔵施設が作られている。国内ではむつ市に来年から稼働予定の施設がある他、一部、発電所敷地内に作っている会社もあり、これが上関に相当する施設である。上関については、こういった施設が作れるかどうか、調査の申し入れをさせていただいたところである。

経緯としては、当社は上関町に島根3号機と同規模の原子力発電所を設置させていただきたい、上関からも原子力を活用したまちづくりを、ということで40年来支援をいただいていたところであるが、ご承知のように、日本で新設の原子力発電所が作れない状況であり、いつまでに発電所を建設して地元貢献したいということ、現時点では申し上げることはできないということで、本年2月に上関町長から、我が社でできる地域振興策を検討してほしいとの申し出をいただき検討してまいった。電力会社でできる事業に限りはあること、現時点の島根では多少余裕があるが、再処理工場がこれまで稼働できていない事実から、余裕代を持っておくことは、原子力発電所を運転していくことにおいて有用だということで、まずは調査をさせていただきたいといった申し出をさせていただいた

ところ。

これらの時期は結果的には非常に近いものになっているが、あくまでそれぞれ事情が違うところで進めてきた話であり、中間貯蔵施設は上関のために当社として検討が整った段階で、廃止措置は十分計画が固まったということで、たまたまというのが事実であり、直接関係ないということもご説明したとおりである。報道の在り方等についてもご意見があったが、私どもとしては、今回のような機会や様々な機会ですっかりと説明をさせていただければと考えている。

Q. 低レベル放射性廃棄物の処理に関する廃棄事業の許可とは、どのような法律に基づいた、どのようなものか。

六ヶ所村再処理の稼働時期は具体的にいつだと想定しているのか。また、想定通りに稼働できない場合、廃止措置計画は再変更となるのか。

解体作業の126,000人・工のうち中電社員の割合は。

放射性固体廃棄物L1・L2・L3の処分方法について、具体的な説明を求めます。

想定される廃棄物の発生量はどの程度か。また、これは産廃処分場に持ち込まれるという理解で良いか。

A. 低レベル放射性廃棄物に関する廃棄事業の許可については、原子炉等規制法に基づき規則が定められている。

再処理工場の稼働時期については、昨年末に日本原燃株式会社から現在の規制庁の審査対応、現場での工事状況、設工認の審査状況をベースに竣工時期として公表されている最新の情報である。大きな遅れはないと考えていること、計画策定にあたっては現実的な稼働状況ということで、2024年度にすぐにフル稼働することはないだろうと想定し、数年かけて順次稼働が進んでいくという現実的な工程を想定した上で、第2段階を延長していくとしている。いずれにしても色々な余裕、検討材料を入れた上で今回の工程を作っており、12年間の中で吸収していきたいと考えている。

126,000人・工の記載については、当社社員、どこの社員といった内訳を作った資料ではない。実際にどのような機器をどうやって解体し、そのためにどのくらいの人、被ばく線量が考えられるかを計算したものである。

国内において、L1・L2・L3の処分の候補地は現段階では決まっていない。

廃棄物の発生量について、この度の第2段階、第3段階において解体する原子炉本体周辺設備を含めた廃棄物の推定量として評価している。L3の処分地は確定しておらず、しっかりと候補地を検討していくことが課題と考えている。

クリアランスの発生量は32ページに記載のとおり。クリアランスとは放射性物質として扱う必要がないものであり、貴重な金属類を想定しているが、有用な物質であるため再利用を念頭にしており、当社としては原子力発電所での鉄鋼材などに加工し、再利用することを基本としている。産業廃棄物として捨てるということを考えているわけではな

い。

Q. 廃炉が先行している福井県では、産廃処分場に持っていけるが、受け入れ先の問題で大変揉めていると聞いている。再利用と説明されたが、その業者も利用方法も決まっていな
いと思うが、そこをはっきりしないとただ再利用するというだけでは住民は納得できな
い。産廃でないと言われているが、それではどこの企業が請け負い、どのようなものに
再利用するのか。

上関の中間貯蔵施設の建設費用はいくらを想定しているのか。これは消費者に上乗せ
されると思うが、再処理工場が2024年度の上期に稼働するのであれば不要な施設で
あり、それにお金をかけることは消費者としては到底理解できない。新聞報道では関西電
力のものとも書かれており、そこに中国電力が投資することは消費者として理解できな
い。

A. クリアランス対象物の具体的な利用先は決まっていな
いが、国の制度として放射性廃棄物として扱う必要がないものため、外部で自由にと
いうことが法的に可能となっている。ただし、現実的にはいくら放射性物質として
扱う必要がないといっても、通常のスクラップと同じに扱うことはできていない。
これは全電力共通の立場であるが、福島事故以降、廃炉プラントが増えている中
で、使われてきた貴重な金属類を何も活用しないのはあり得ないと考えており、
再利用できる箇所を全国で探しているのが実態である。

福井県については、県としてもクリアランス事業を進めるべきとの考えであり、
県内企業とタイアップしてサイクリングステーションにしたり、教育現場でモニュメント
にしたりと、少しずつ活用の幅、処理できる施設の幅を拡げていっている。クリア
ランスは非常に重要なリサイクル品と考えており、そういった処理が広がるよう、
引き続き努力してまいりたい。

上関の中間貯蔵施設は当社として、足元で島根のために必要だということではない
ということと、調査の申し入れはしたが、原子力施設ということで、発電所と同様に
耐震設計等の様々な検討が必要になる。上関の発電所を作る調査はしているが、
この計画の地点については地質データ等、これからボーリングをしてしっかり調査
しなければ、施設を作れるか、作れるとしてどのくらいの容量の施設が作れる
のかについて、まだまだこれから考えていかなければならない。現時点で島根
の計画とリンクできないし、費用についても現時点で持ち合わせているものはない。

Q. クリアランス対象物については、一過性のX線と比較するので大丈夫なのかと思う
が、実際にできたものは24時間、身の回りについてくるから本当に大丈夫なのか
と思う。とは言っても、中国電力の施設において一般住民と関係ない場所で再
利用されるのであればよいかと思ったが、説明では色々なものに、とも言わ
れた。はっきりと、再利用は原発施設でと、決して我々の身の周りの物にはし
ないと言ってもらいたい。

A. 国の制度としては、自然放射線による年間被ばくの1/100まで低い放射線の影響し
かなく、普通に使えるというのが基本的な考え方である。我々としても将来は、日常生活
でごく普通に流通している金属のスクラップと同じようになってほしいと思っているが、
そこには皆さまの理解にギャップがあるということで、まずは発電所、当社の施設に限っ
て使っていき、一般のごく普通に使っていける世の中にしていきたいというのが基本的
な考え方である。ただし、理解を得ないまま進めることはよくないと考えており、そうい
う意味合いで、まずは、当面は原子力発電所内の施設等で使っていくのが現実的な状況と
考えている。

誤解がないように補足するが、写真(P31)のベンチの台座部分は金属でできており、
これは本社の1階や原子力館にも設置されている。必ずしも発電所の中に設置している
わけではない。また福井県においては、公共の場所や学校のランプで利用しており一般生
活でも一部利用しているところはあるということである。

Q. それでは、中国電力もそうするという事か。

A. 発電所の外とはいえ、当社の敷地の中でのみ使っている。福井県では一般の道の駅等で
使っている。原子力発電所から出るものに対して、不安が強いことは承知しており、少な
くとも地元のご了解なしで外にもって出て利用することはできない状況である。ただ、原
子力発電所で使っている金属はかなり品質も良いものであり、再利用することが日本の
少ない資源の中で有益だと考えている。

なお、仮に家庭の調理器具に加工して使っても、自然界で1年間に受ける被ばくの
1/100であり、健康にも問題ないというのが国の基準である。ぜひとも、資源を再利
用するという事で、皆さんの理解活動を進めていきたいと思っている。ただ、勝手に外
に持ち出すということは現状できるとは思っていない。

Q. 第2、第3段階については不明確なことばかりである。再処理工場が動くか分からない
し、どれだけ延びるか分からない。低レベル放射性廃棄物の行き場も決まっていない。ク
リアランスについては、国がどこに使ってもいいと言っているのに、忘れた頃にどこかで
使われているのではないかとといった不安もある。

少なくとも再処理工場が動いた後、住民説明会は来年の6月末くらいにもう一度して
もらわないと、再処理工場がどういう状況か分からない時点で、曖昧模糊でこれで住民説
明会と言えるのかという状況だと思う。

中間貯蔵施設は、中電も関電も再処理工場がちゃんと動かないと思っていることを裏
付けるための施設としか思えない。住民説明会を来年6月末くらいに開催してほしい。

中間貯蔵施設については調査だからといっても、寝耳に水という住民は非常に多く、町
長と中国電力の上部だけで決まったようなもので、議会での議決も経ておらず、たくさ
んの住民が反対している。今後のことを考えると上関町の住民が分裂していくような状況

でまちづくりというのは笑わせる。そんな状況にすることを、中国電力はそれでいいと思っているのか。町長は昨年の選挙の際に中間貯蔵施設について何一つ言っていない状況で突然決まったもの。先ほどから皆さまのご理解を得てとか言うが、一方で強引な、とても民主主義と思えないやり方をする会社だという印象しか残らない。こういった対応を続けるのか、そういう会社が言うことを信じるというのか。住民を二分するようなまちづくり、振興策でいいと考えているのか。

そして、自分の土地ではあるとはいえ、広大な範囲の木を伐採し、杭を打ち込むような環境破壊をやっているのか。

- A. 廃止措置計画については8月8日に、安全協定に基づき事前了解等の申し入れをさせていただいた。今後、議会や安全対策協議会等の各委員のご意見踏まえて自治体が判断すると考えており、説明を尽くしてまいりたい。また、再処理工場の状況等については、今後も色々と変化があるかもしれない。こういった大規模な説明会だけでなく、公民館単位での説明会や発電所見学、視察等の様々な機会をとらまえて、引き続きしっかりと説明を尽くしてまいりたい。

上関については、地域振興に資する策としてご提案させていただいたもの。調査を行うことについては、各議員の意見を聞いたうえで同意のご回答をいただいたが、施設を作る、作らないということについてのご了解をいただいたとは思っていない。それにあたっては議会や町民の様々なご意見をお聞きになると思うし、我々もそれまでに調査し、その結果に基づき、施設が作れるのであればどういったものかというような、ご回答しなければならぬ時期があると思っている。そういった中で議会、町民の意見を確認し、町長としてご判断いただくものと考えている。

発電所を建設し、それを基に地域振興をとご理解いただけてきた地点であり、分断云々を考えてご提案しているわけではなく、長いご支援に応えたいとの思いでのご提案である。いずれにしても上関町長からは、今回の調査についても住民の皆さま方を含めた理解活動をしっかりとすることのご意見もいただいている。中間貯蔵施設は国内でも茨城にあるので、希望する方には視察をしてもらう計画も立てられており、これから町民の皆さまのご理解が得られるよう、説明を尽くしてまいりたい。

- Q. 境港の説明会において、再処理工場の稼働が遅れたら計画をまた延長するのではないかと質問した際に、完成は2024年度上期で確度高まっているとの回答があった。

しかし9月4日の審査会合では設工認をめぐり、耐震設計の前提となる地盤モデルを作成するための調査が年内まで続く見通しと報道されている。それを踏まえているとは思いますが、この報道では、原燃が目指す秋までの補正書提出は不可能で、計画の遅れは確実となったとのことだった。映写している原燃の行程表はすでに破綻しているのではと疑わざるを得ない。規制庁の担当者も、本来は申請前にやることであり、自分たちに都合のいい結論を導き出す考察はしないしてほしいといったと厳しい指摘をしている。これまで

も延長を繰り返している原燃を信用しにくい。こういう中で確度が高まっているといくら言われても、中国電力の希望的観測に過ぎないと感じる。再処理工場ありきの計画ではだめだと思うがどうか。

A. 9月4日の審査委会合でのご指摘は承知している。ただ、設工認は設備の詳細設計の段階であり、今から基準地震動を見直すような状況だとは考えていない。確かに昨年12月に工程を変更した際に、今回指摘されたことが入っていなかったのは事実であり、新たな課題もあるが、当社の設工認においても同様に指摘を受け対応してまいったが、設置許可段階と異なり工学的な判断をしていけば解決できるという最終段階である。今回の地盤モデルだけでなく、審査対応の中では他にも出てくる可能性が有ることも認識しているが、その中でも2024年度上期の竣工に向けて引き続き努力していく。我々も社員を派遣し審査対応に協力している。審査資料を遠隔でチェックするといった支援をしている。なお、当社のみならず全電力で課題に対応していきたいと考えている。

Q. 中国電力は9月11日に2号機の再稼働時期を発表している。企業の姿勢として、廃止措置計画の説明会が行われているこの時に発表するのかと驚いた。これまでも数々の不祥事が度重なっている電力会社だと思っているが、まだ説明会も終わっていないのに早々と再稼働時期を発表するのは、なんと不遜な態度だろうと驚いたし、怒りを抑えられない。企業としてどうなのか。なぜそうなったのか。住民感情として原発に対して不信任、不安がある人が非常に多く、そういう人々の気持ちを理解しないのが非常に残念であると思うがどうか。

A. 8月末に設備の詳細設計の認可をいただいているが、工事の詳細が固まると現場で据え付けた機器類の安全性を確認していかなければならず、それが使用前事業者検査である。昨日申請した中身は、当社が実施する使用前事業者検査が適切に実施されているかどうか、国として確認をお願いしたいというものである。

8月8日には1号機の廃止措置について、各自治体に対して事前了解などのお願いをしているが、それは準備が整ったからであり、2号機稼働の説明がこの時期になったのは、国の認可がこの時期に出たからということが事実関係であり、そこに意図を持っているわけではない。速やかにきちんと検査し、それを国にしっかりと見てもらいたいという意味合いで申請したものである。

国に検査の申請をする中で、最終的には発電を開始するが、発電開始前には燃料を入れて良いか等、ステップ・ステップで確認をいただかなければならないため、しっかりと時期を明記して、この時期までに検査をしていただきたいといった、実務的な申請をしたものである。廃止措置の時期と何か意図を持ってということではなく、島根1号機、2号機それぞれ安全第一に進めていきたいという、それだけの気持ちである。

Q. 低レベル放射性廃棄物はまだ国内に適地がないとの回答であった。そして、放射性廃棄

物として扱う必要がないものは、可能な限りリサイクルするとのことだった。加工業者が決まっていない状況において、中国電力でベンチにしたといったが、それは総量の何%か。たったいくつかを再利用しただけで9割が大丈夫だというのはおかしい。

産廃処分場に捨てられる可能性はないと言われたが、その明確な根拠が示されていない。中国電力が放射性物質を適切に処理すると明記しているが、果たしてそれは本当か。

山口の中間貯蔵施設に捨てるまでに、中電としては責任もって燃料プールに保管するのが適切な処理なのか。きちんと答えてほしい。

A. 低レベル放射性廃棄物については現在、施設を作るための基準は決まっているが、国内には実際に施設がないのが事実であり、搬出できるようになるまでは、発電所内で適切に管理をしていくという説明をしている。

使用済燃料は再処理工場に直接持っていきたいと考えている。地元自治体に対しては当初から、第3段階に入るまでには全て再処理施設に持っていくとしているが、2018年度の稼働を想定していた元々の計画では、現実的に搬出ができないということを踏まえ、2024年度の竣工をベースにした燃料の搬出計画に基づいて第2段階を計画している。

それまで使用済燃料は1号機の燃料プールに保管しており、2号も同様だが、プールには水を張り燃料を浸けている。1号機は停止して10年以上経っており、燃料は非常に冷えているため、第1段階の説明の際にも、瞬時に水が全て抜けたとしても燃料が壊れることはないと説明しており、その内容で国に申請し認可いただいている。それ以降、1号機の燃料の冷却は更に進んでおり、瞬時に水がなくなったとしても燃料が壊れることがなく、周辺へ影響を与えることはないといった状況ではあるが、燃料の冷却等に必要な設備をしっかりと維持管理し、安全に保管する状況が続けることで、搬出するまでは安全に管理できると考えている。

以 上